最終更新日：2017年4月7日

キーウェアソリューションズ株式会社
代表取締役社長 三田　昌弘
問合せ先：広報IR室長　後根　桂二
証券コード：3799
http://www.keyware.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、持続的に成長し、長期的に企業価値を向上させ、社会やステークホルダーの皆様から信頼され成長を期待される企業となるためには、コーポレート・ガバナンスが極めて重要であることを認識しており、経営の透明性・健全性の確保、意思決定の迅速化、経営監督機能の充実化、ステークホルダーとの適切な協働により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－4】
当社の株主における海外投資家の比率は極めて低い状況ですので、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知等の英訳には対応しておりません。今後、海外投資家の比率が一定程度以上となった時点で、導入を検討いたします。

【原則3－1】
(3) 取締役および監査役の報酬等については、株主総会の決議による取締役および監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。なお、報酬決定に関する具体的方針の開示については今後検討してまいります。
(5) 社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任・指名理由は、「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。社内取締役候補者及び社内監査役候補者については、選任にあたり候補者の経験や知見等を判断いただく参考情報として、個々の候補者の略歴を株主総会招集ご通知に記載しておりますが、選任・指名理由の開示については今後検討してまいります。

【原則4－8】
現時点において独立社外取締役を選任しておりませんが、次回の第52回定時株主総会において1名の独立社外取締役を選任すべく調整を進めております。2名以上の選任については、当社事業規模を考慮し、今後の検討課題といたします。

【補充原則4－11－3】
取締役会による自己評価の方法および結果の概要の開示につきましては、今後適切な方法を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】
当社は、経営戦略、取引先や事業提携先等との関係構築・維持・強化等を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に、他社の株式を保有することがあります。なお、政策保有株式の保有の合理性について、定期的に取締役会への報告を実施しております。
政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、当社グループの利益に資することを前提に、投資先の中長期的な企業価値向上への貢献等、様々な観点から検討を行った上で、賛否を総合的に判断します。

【原則1－7】
当社は、取締役会規程において、当社が取締役との取引を行う場合には取締役会において承認を得ること、および取引を行った場合には重要な取引事実を報告する旨を定めており、会社や株主共同の利益を害する懸念を惹起することのないよう監視できる体制を構築しています。

【原則3－1】
(1) 経営理念等、経営戦略および経営計画は当社ホームページにおきましてそれぞれ開示しております。
〔ご参照〕
経営理念等　http://www.keyware.co.jp/about/rinen.html
経営戦略および経営計画　http://www.keyware.co.jp/ir/strategy/index.html

(2) 基本的な考え方と基本方針につきましては、当報告書1．1「基本的な考え方」をご参照ください。
(4)〔方針〕
役員候補者を決定する際には、法律上の適格性を満たしていることに加え、以下の事項を考慮しています。
・高い経営的知識、客観的判断能力を有し、先見性や洞察力に優れていること
・高い品格と倫理観を有していること
・専門分野における能力・知識・経験・実績を有していること
・バランス感覚と決断力を有していること
・事業に関する深い理解と知見を有している
〔手続〕
取締役候補の指名については、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。
監査役候補の指名については、監査役会で協議し同意を得たうえで、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。

【補充原則4－1－1】
当社は、経営監督機能と業務執行機能を明確化する方針のもと、取締役会規程に取締役会に付議すべき事項を規定しております。これには、法定事由、定款所定事由等のほか、当社の経営の基本方針に関する事項、中長期の経営計画に関する事項等、当社の経営上の重要事項を明記しております。
これら以外の業務執行の決定については、取締役会から代表取締役社長に対し権限を委譲したうえで、決裁権限を明確にした職務権限規程を整備し、意思決定および経営の迅速化を図っています。

【原則4－9】
当社の独立性判断基準については、本報告書のⅡ．1．[独立役員関係]をご参照ください。

【補充原則4－11－1】
取締役候補の選任に際しては、取締役会全体としての知識･経験･能力のバランスおよび多様性を重視し、当社の規模を踏まえ、十分に議論した上で、最終的に取締役会で決定しています。

【補充原則4－11－2】
当社は、社外取締役および社外監査役をはじめ全ての取締役および監査役の兼任状況を、株主総会招集通知および有価証券報告書にて、毎年開示しております。提出日現在、全ての取締役および監査役は、他の上場会社の役員を兼任しておらず、取締役および監査役の業務を適切に遂行できる体制となっています。

【補充原則4－14－2】
当社は、取締役および監査役に対し、期待される役割や責務、必要とされる資質および知識などに鑑み、目的別に以下の研修等を実施しております。
[常勤取締役･常勤監査役]
･法的な職責を理解するための社外研修への参加
[社外取締役･社外監査役]
･会社概要および当社事業等に関する説明の実施

【原則5－1】
当社は、株主との建設的な対話を促進するために、次の基本方針に沿って、体制整備と取組みに努めております。
(1) 株主および投資家との対話を促進する責任者として広報IR室担当執行役員を指定する。
(2) 広報IR室が中心になり、経営企画、経理財務、法務、CSR等の各担当部署と連携しながら、適時適切な情報開示に努める。
(3) 個別面談以外の対話の手段として、半期毎に機関投資家向け決算説明会を開催し、代表取締役社長が説明を行う。
(4) 対話において得られた意見･質問等は、定期的に経営幹部や関連部門へフィードバックして周知･共有を行い、経営に反映する。
(5) インサイダー情報については、社内規程に従い情報管理の周知徹底をはかる。また、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するために、決算発表前の3週間を沈黙期間として、業況や決算に関わる問合せに対する回答やコメントを控える。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本電気株式会社	3,190,000	35.02
キーウェアソリーションズ従業員持株会	839,000	9.21
株式会社ＪＲ東日本情報システム	240,000	2.63
日本ヒューレット･パッカード株式会社	240,000	2.63
秋元利規	120,000	1.32
住友生命保険相互会社	100,000	1.10
株式会社三井住友銀行	100,000	1.10
東京新宿木材市場株式会社	76,000	0.83
日本証券金融株式会社	65,000	0.71
株式会社ＳＢＩ証券	57,000	0.63

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

上記のほか、自己株式として、当社所有の株式607,599株(6.67%)および「従業員持株会信託型ＥＳＯＰ」(所有者名義「日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社(信託口)」)が当社との信託契約に基づき所有する株式192,000株(2.11%)があります。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部

決算期	3 月
業種	情報･通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事実はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況
　監査法人とは、1．監査計画の聴取（同時に、情報の共有の一環として監査役監査計画、内部監査計画を説明）、2．監査報告書の作成・事業報告書/附属明細書監査における監査法人と監査役の分担確認、3．四半期レビュー結果の聴取、4．期末監査の結果の聴取等の連絡会および棚卸の立会などで連携をしております。

監査役と内部監査部門の連携状況
　監査役監査の効果を高める目的で、常勤監査役と内部監査部門との間で、毎月1回の定例会議および必要に応じて連絡会議を実施しています。主な協議内容は内部統制に関する監査の状況、各監査活動における情報共有、意見交換であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡崎伸二郎	他の会社の出身者							○		○				
瀧田博	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡崎伸二郎		岡崎伸二郎氏は、当社受託開発案件の受注先であり、当社株式の35.02%を保有する筆頭株主である日本電気株式会社の従業員であります。	日本電気株式会社のパブリックＢＵ　パブリック企画本部長代理であり、当業界における豊富な経験を踏まえ、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけるものと判断し、選任しております。
瀧田博	○	瀧田博氏は、独立役員であります。 雨宮眞也法律事務所パートナー弁護士であります。	弁護士の専門的な見地から、当社の経営意思決定の適法性・妥当性を確保するための適時適切な意見をいただけるものと判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

【原則】4－9
当社は、社外役員が以下に定めるいずれの事項にも該当しない場合、当該社外役員は当社に対する独立性を有しているものと判断しています。
(1) 当社との間で主要な取引（※1）をする企業の取締役、監査役、執行役その他の使用人
(2) 当社の主要な借入先（※2）である金融機関の取締役、監査役、執行役その他の使用人
(3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭等（※3）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
(4) 当社の総議決権の10%以上を有する株主(当該株主が法人である場合には、当該法人の取締役、監査役、執行役その他の使用人)
(5) 当社が多額の寄付（※4）を行っている先またはその所属者
(6) 過去3年間（1）から（5）に該当する者
(7) 上記（1）から（6）までに掲げる者のニ親等以内の親族

※1　「主要な取引」とは、当社との取引額が当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える取引をいう。
※2　「主要な借入先」とは、当社の借入額が当社の直近事業年度末における総資産額の2%超に相当する金額である借入先をいう。
※3　「多額の金銭等」とは、当社の支払額が1事業年度につき1，000万円を超える取引をいう。
※4　「多額の寄付」とは、当社の寄付額が1事業年度につき1，000万円を超える寄付をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

業績向上に繋がるインセンティブ付与のあり方については、今後も経営課題であります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成28年3月期における取締役の年間報酬総額は、80,699千円（うち社外取締役の報酬総額は、1,200千円）であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成13年6月27日開催の株主総会の決議に基づき年間350,000千円であります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役又は社外監査役を補佐する担当セクションや専従スタッフはおりません。
社外取締役や社外監査役への取締役会の議案送付および開催の情報伝達は、経営管理部門が行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方について
当社は、持続的に成長し、長期的に企業価値を向上させ、社会やステークホルダーの皆様から信頼され成長を期待される企業となるためには、コーポレートガバナンスが極めて重要であることを認識しており、経営の透明性・健全性の確保、意思決定の迅速化、経営監督機能の充実化、ステークホルダーとの適切な協働により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

（2）経営監督機能と業務執行機能について
当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本は、取締役の経営監督機能と執行役員の業務執行機能において責任と権限を明確化することであります。
経営監督機能を担う取締役の員数は、迅速かつ適切な意思決定及び取締役会が負う責務の範囲を考慮して15名以内としております。取締役の任期につきましては、毎年度の経営責任を明確にする上で1年としております。
業務執行機能を担う執行役員は、代表取締役により任命され、取締役会が決定した基本方針に従って業務執行にあたっております。提出日現在、執行役員は8名で、その任期は1年であります。なお、取締役3名が執行役員を兼任しておりますが、当該兼任者の執行役員としての経験や知識は、取締役としての経営監督機能を高めるものと考えております。

（3）監査体制について
監査役及び監査役会による経営監視体制を構築しております。監査役の員数は5名以内とし、半数以上の社外監査役を選任することを基本としております。提出日現在の監査役3名のうち2名は社外監査役であり、社外監査役のうち1名は弁護士であります。監査役の任期につきましては、監査の独立性を確保し、その地位を堅固なものにする必要があることから4年としております。
また、内部監査による監査体制も構築しております。当社の内部監査は、独立性を確保するために代表取締役社長の直下に組織化された内部監査部門が担当しております。内部監査の実施においては、実施内容等に応じ適任者と監査チームを編成することで、監査体制の強化を図っております。内部監査部門では、グループ会社全体を対象に、全ての業務に潜在するビジネスリスクの低減に向けた内部監査を実施しており、内部監査業務の有効性向上に努めております。また、内部監査部門では、監査役および会計監査人とは別の立場から監査を実施し、内部統制の充実、強化に努めております。
会計監査につきましては、当社は、会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任し、会計監査を受けております。

（4）会議体について
以下の会議体により、コーポレートガバナンスの強化を行っております。
ア．取締役会
代表取締役社長が招集し、毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。取締役全員が構成員であり、付議事項(取締役会規程で規定)の審議および経営に関する重要事項の報告がなされ、監査役も毎回出席しております。監査役は、取締役会出席を通じて取締役の業務の執行状況を監視しており、必要に応じ適宜意見を述べております。
イ．監査役会
毎月監査役会を開催し、監査役会で策定された監査計画に基づき監査役監査を実施する一方、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や業務および財産等の状況調査を行うことにより、取締役の職務執行を監視・監査しております。
ウ．経営会議
代表取締役社長、執行役員および代表取締役社長の指名する者で構成され、定期的に開催しております。取締役会に上程する事項および経営に関する重要な事項(経営会議規程で規定)を審議しております。
エ．事業執行会議
代表取締役社長、執行役員および代表取締役社長の指名する者で構成され、定期的に開催しております。事業執行会議規程に則り、年度予算達成状況の評価および月次決算の分析ならびに事業執行における主要課題の対策などを審議しております。
オ．グループ戦略会議
代表取締役社長、執行役員および代表取締役社長の指名する者ならびに子会社社長で構成され、定期的に開催しております。会議内容は、基本的に当社の事業執行会議に準じ、グループ間の主要課題の対策などグループ経営上の重要事項について審議しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外監査役も含めた監査体制が経営監視に有効と判断し、監査役会制度を採用しています。
取締役会につきましては、業界・社内の状況に精通した取締役6名で構成され、実効性の高い業務執行の監督が実現できるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した6月23日に開催。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	1．平成28年5月13日にアナリスト・機関投資家向けに中間決算説明会を開催いたしました。 2．平成28年11月8日にアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報サイトにおいて、IR関連資料、有価証券報告書、決算短信および適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部　広報IR室	
その他	株主通信（KEYWARE　TIMES）を年2回発行しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	2014年4月CSR活動の専任部署として、新たに「CSR推進室」を設置いたしました。社員一人ひとりがキーウェアの果たすべき社会的役割や社会的貢献のあり方をあらためて認識し、より主体的に活動に取り組んでいくために、さまざまなCSR活動の推進や社内へのCSRの浸透を進めています。 当社は、環境マネジメントシステム「ISO14001：2004」の認証を取得しております。 ホームページ上にCSR活動のページを設け、社会や環境に関する活動内容と結果を公開するとともに、年に1度「CSR報告書」を発行しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家をはじめとしたステークホルダーの皆様へ適時・正確かつ公平な情報を提供するため、会社法、金融商品取引法、各種法令等を遵守し、東京証券取引所の「有価証券上場規程」で定める情報およびそれに準拠した情報ならびにその他の重要な情報を迅速に公開するほか、当社を理解していただくために有効な情報につきましても、積極的な開示に努めることを基本方針としております。 本基本方針につきましては、ホームページのディスクロージャーポリシーのページ上で公開しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
職員が法令および定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は社員行動規範を制定する。また、その徹底をはかるため、経営管理部門においてコンプライアンスへの取組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に教育等を実施する。
内部監査部門は、コンプライアンスの状況を内部監査し、その結果を定期的に取締役会および監査役会に報告する。なお、代表取締役社長へは内部監査に関する規程に従い随時報告を実施する。
役職員の法令違反ないし不正行為に関する情報提供を促進する手段としては、ヘルプラインを利用する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、会社が定める文書管理に関する規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電子媒体に記録し保存させる。代表取締役社長は情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定め、その周知･徹底を行う。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスクの収集、評価ならびに全社的対応をはかるため、リスク管理に関する規程を制定する。同規程においては、リスク管理担当役員を任命し、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的･総括的に管理する。リスク管理担当役員は、リスク対策等の状況を検証し、その有効性、改善点などを随時、代表取締役、取締役会、監査役会に報告する。内部監査部門は、責任部署ごとにリスク管理の状況を内部監査し、その結果を定期的に取締役会および監査役会に報告する。なお、代表取締役社長へは内部監査に関する規程に従い随時報告する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は取締役会を原則毎月1 回開催し、重要事項の決定ならびに取締役、執行役員の業務執行状況の監督などを行う。また最高審議機関としての経営会議、数値目標の管理と業務遂行状況を監視する事業執行会議を定期的に実施し業務の効率性、適法性を確保する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
ア．子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、子会社管理に関する規程を定め、子会社の経営内容を的確に把握するために、定期的にグループ戦略会議を開催する。子会社は、経営管理部門の長に対し、月次報告、四半期報告、年度決算報告、その他重要事項について、定期報告を実施する。
イ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理に関する規程に従って、グループ事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止または最小化のために、リスク管理委員会を必要に応じ開催し、リスクの把握および適切な対策を講じる。
ウ．子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の経営上の重要事項について随時、子会社との間で事前協議を行い、子会社の取締役会において決議することにより、効率性を確保する。
エ．子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(A) 経営管理部門は、子会社の全職員に対し、コンプライアンス教育を実施する。
(B) 子会社については、当社が指名する役員または使用人を取締役に選任させ、毎月実施する取締役会において業務の適正を確保するとともに、グループ戦略会議の場でグループ内の情報交換およびコンプライアンスに関わる課題の対処を行う。
(C) 内部監査部門は、子会社の業務状況を内部監査し、内部監査に関する規程に従い随時、当社の代表取締役社長へ報告を行う。
(D) 当社は、当社のヘルプラインの利用対象を子会社にまで拡大し、グループ各社の内部通報に迅速に対応できる体制を構築する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役等からの独立性に関する事項および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
ア．当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合には、その補助する業務の内容を監査役と協議の上で、補助使用人を配置する。
イ．当社は、補助使用人の独立性を確保するため、補助使用人の指揮命令権を監査役に帰属させ、補助使用人の考課ならびに異動等に関する同意権を監査役に付与する。
ウ．当社は、必要な知識･能力を備えた、専任または兼任の補助使用人を適切な員数確保する。また、兼任の補助使用人の監査役の補助業務への従事体制を確保する。
エ．当社は、補助使用人に必要な調査権限および情報収集権限を付与する。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制
ア．当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制
(A) 常勤監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議、事業執行会議、グループ戦略会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人からその説明を求める。取締役または使用人は、監査役の要請に応じて必要な説明及び情報提供を行う。
(B) 取締役は、以下の事項について、発見し次第、遅滞なく当社の監査役に対し報告する。
a) 職務執行に関して法令･定款に違反する、またはそのおそれのある事項
b) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
c) 会社の業務または業績に影響を与える重要な事項
d) 内部監査の実施状況、ヘルプラインによる通報状況およびその内容
(C) 使用人は、(B) a) ないし c) の事項について、発見し次第、遅滞なくヘルプラインを利用し、当社の監査役に対し報告する。
イ．子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
子会社の取締役、監査役および使用人等は、前項アに従い当社の監査役に対し報告を行う。

(8) 当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、内部通報をしたことを理由として通報者に対し不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報に関する規程により明記するとともに、グループ各社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行に関して費用の前払い等を請求したときは、当該請求にかかる費用等が当該監査役の職務執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、原則毎月1 回代表取締役との間に意見交換会を開催する。また、内部監査部門に特定事項の調査依頼を行うなど業務執行部門と監査部門との連携を図るとともに、会計監査人からは定期的に会計監査内容について説明を受け効率的な監査に向けた情報の交換を行う。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

一般に公正妥当と認められる企業会計その他の法令を遵守し、経理規程をはじめとする関連規程を整備して適正な会計処理を行う。
グループ内のすべての業務プロセスにおいてリスク管理を徹底するとともに、効率的で透明性のある内部統制の体制を目指す。
財務報告に係る内部体制の整備・運用状況の評価を定期的に実施し、業務改善を行うことにより、有効かつ適正な内部統制報告書を提出する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力または団体とは一切関係を持たず、さらにこれらの勢力や団体からの要求を断固拒否し、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。

反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等とも連携して対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

